

トップページ > 広報・報道・大臣会見 > プレスリリース > 平成30年のプレスリリース > 平成29年における留学生の日本企業等への就職状況について

報道発表資料

平成30年10月10日
法務省入国管理局

平成29年における留学生の日本企業等への就職状況について

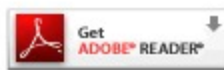
平成29年に留学生が本邦の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は27,926人(注)(前年比6,028人増),うち許可数は22,419人(前年比2,984人増)で,いずれも前年と比べて増加し,過去最高を記録しました。許可率は80.3%で前年と比べて減少しました。

(注)在留資格変更許可申請に対して処分した数は延べ人数である。

- 平成29年に「留学」等の在留資格をもって在留する外国人(以下「留学生」という。)が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は27,926人,うち許可数は22,419人で,前年処分数の21,898人に対して6,028人(27.5%),前年許可数の19,435人に対して2,984人(15.4%)増加しました。
- 国籍・地域別の許可数の上位5か国は,(1)中国10,326人,(2)ベトナム4,633人,(3)ネパール 2,026人,(4)韓国1,487人,(5)台湾810人で,アジア諸国が全体の95.5%を占めています。
- 変更許可後の在留資格別の許可数の内訳は,「技術・人文知識・国際業務」が20,486人で,この在留資格で全体の91.4%を占めています。
- 就職先の業種は,非製造業が24,418人(81.0%),製造業が5,720人(19.0%)でした。
(注)複数の項目にチェックがあったものは重複して計上している。
- 就職先の職務内容の主なものは,「翻訳・通訳」(8,715人),「販売・営業」(5,172人),「海外業務」(3,479人),「技術開発(情報処理分野)」(2,296人)でした。
- 許可された留学生の最終学歴は,大学卒が10,196人,大学院卒が5,477人で,両者で全体の69.9%を占めています。

※平成26年の出入国管理及び難民認定法の一部改正により,平成27年4月1日以降,「技術」及び「人文知識・国際業務」は,「技術・人文知識・国際業務」に一本化されている。

平成29年における留学生の日本企業等への就職状況について [PDF:690KB]



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には,Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は,バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

広報・報道・大臣会見メニュー

- 大臣会見等
- プレスリリース
 - 平成30年のプレスリリース
 - 平成29年のプレスリリース
 - 平成28年のプレスリリース
 - 平成27年のプレスリリース
 - 過去のプレスリリース
- 法務省ソーシャルメディア公式アカウント
- パンフレット・リーフレット・ポスター
- 法務省だよりあかれんが
- 作品・写真等
- 主な法務省主催イベント
- もっと知ってほしい!法務省動画

その他のメニュー

- 大臣・副大臣・政務官
- 法務省の概要
- 所管法令等
- 資格・採用情報
- 政策・施策
- 政策評価等
- パブリックコメント
- 省議・審議会等
- 白書・統計・研究
- 予算・決算
- 政府調達情報
- 情報公開・公文書管理・個人情報保護
- 行政手続の案内
- 法令適用事前確認手続
- オンライン申請
- ご意見・ご提案
- 相談窓口
- その他

ページトップへ